

令和6年4月三芳町農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和6年4月25日(木) 午後3時00分～午後4時 50分

2.開催場所 三芳町役場 201 会議室

3.出席委員 13人

会長	長谷川 清行
会長職務代理	古寺 貞雄
委員	島田 裕康
	矢島 秀信
	鈴木 浩之
	清水 高広
	塩野 智恵
	武田 修二
	鈴木 孝史
	鈴木 浩
	高山 誠二
	井田 周
	田中 義行

4.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案第25号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の件(農地中間管理機構分)

議案第26号 農用地利用集積等促進計画案の作成について

議案第27号 農地法第3条の規定による農地所有権移転申請に対する審査の件

議案第28号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請に対する意見具申の件

議案第29号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の件

報告第27号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件

報告第28号 2アール未満の農業用施設設置に係る届出書受理の件

報告第29号 農用地利用集積等促進計画の認可の件

報告第30号 農地法第18条の規定による合意解約通知書受理の件

報告第31号 道路拡幅事業に伴う令和5年度農地買収の件

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	三浦 康晴	事務局次長	小林 豊明	主 幹	江田 直也
主 事	三浦 涼太	主 事	石原 柊	主事補	清水 大輝

6. 会議の概要

会長 それでは、三芳町農業委員会総会会議規則第6条により、出席委員が過半数に達しておりますので、ただいまより総会を開催いたします。
本日の議事における、議事録署名委員の指名については、議事録署名委員に島田裕康委員、塩野智恵委員を選任します。本日の議事における、会議書記には農業委員会事務局の三浦主事を指名いたします。それでは、本日の提出議案案件について、事務局より概要説明を求めます。

事務局 議案第25号、1、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の件(農地中間管理機構分)、別紙のとおり
議案第26号、1、農用地利用集積等促進計画案の作成について、別紙のとおり
議案第27号、1、農地法第3条の規定による農地所有権移転申請に対する審査の件、別紙のとおり
議案第28号、1、農地法第5条の規定による農地転用許可申請に対する意見具申の件、別紙のとおり
議案第29号、1、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の件、別紙のとおり
報告第27号、1、農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件(報告)、別紙のとおり
報告第28号、1、2アール未満の農業用施設設置に係る届出書受理の件(報告)、別紙の通り
報告第29号、1、農用地利用集積等促進計画の認可の件(報告)、別紙のとおり
報告第30号、1、農地法第18条の規定による合意解約通知書受理の件(報告)、別紙のとおり
報告第31号、1、道路拡幅事業に伴う令和5年度農地買収の件(報告)、別紙のとおり
令和6年4月25日提出
三芳町農業委員会
会長 長谷川 清行 以上でございます。

会長 議案第25号番号1及び議案第26号番号1について事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局より説明いたします。
それでは1ページをご覧ください。
議案第25号は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の農用地利用集積計画いわゆる利用権設定の農地中間管理機構転貸方式での申請となっており、地権者から農地中間管理機構である埼玉県農林公社への貸付の件についてご審議いただきます。一方で議案第26号では農用地利用集積等促進計画案の作成の件となっており、埼玉県農林公社が貸付人になった農用地促進計画(案)について三芳町長より意見照会がありました。議案第25号と議案第26号は所在が同一であるため一括で説明いたします。

それでは1ページをご覧ください。
議案第 25 号番号 1 につきましては、
所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の計 8 筆となります。
所在につきましては、3 ページから 20 ページの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。
面積は上から 3,442 ㎡、3,193 ㎡、3,702 ㎡、4,454 ㎡、2,723 ㎡、2,285 ㎡、2,866 ㎡、2,866 ㎡の計 25,531 ㎡であり、
権利が使用貸借権の設定です。
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

続きまして 2 ページをご覧ください。
議案第 26 号番号1では
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
権利の始期と終期ですが、
令和6年7月1日から令和12年6月30日までの6年間となります。
なお、新規の利用権設定となります。
次に申請書に基づいて借人についてご説明します。
役員は 2 名で、直近の利用状況報告書より重要な使用人状況として1名が 330 日以上農業従事者であり、業務執行役員の一人以上が耕作等の事業に常時従事することの要件を満たしております。
機械は、耕耘機 4 台、トラクター 3 台を所有しており、農業を営む環境にあると判断します。労働力は申請者含め 6 名となっています。主たる経営作物はかんしょとなります。
農作業従事日数については、申請者は 330 日で他に 1 名が満たしています。
なお、法人が農地を所有し、又は借り受け、耕作の事業に供しているときは、毎年、事業の状況等について農業委員会に対して報告しなければならないこととなっております。
事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

1番委員 現地確認を4月20日に行い、併せて借人の〇〇〇〇にも話を伺いました。今回の申請地は2町5反ですがそれより広い面積でさつまいもをやっていました。当地区でも大変頑張っている農家の1つであるため問題ないかと思われます。

会長 議案第25号番号1について何か意見ございませんか。
異議なしの声が出ましたので、決定とします。

議案第26号番号1について何か意見ございませんか。

異議なしの声がでましたので、意見無しとします。

議案第 25 号番号2及び議案第 26 号番号2について事務局より説明をお願いします。

事務局

1 ページをご覧ください。
議案第 25 号番号2につきましては、
所在が〇〇〇〇の 1 筆となります。
所在につきましては、21 ページから 22 ページの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。
面積は 1,471 m²であり、権利が使用貸借権の設定です。
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

続きまして 2 ページをご覧ください。
26 号番号2につきましては
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
権利の始期と終期ですが、
令和6年7月1日から令和12年6月30 日までの6年間となります。
なお、新規の利用権設定となります。
次に申請書に基づいて借人についてご説明します。
機械は、トラクター2台、耕耘機3台、田植機 1 台などを所有しており、農業を営む
環境にあると判断します。労働力は申請者含め3名となっています。主たる経営作
物は、かんしょ、里芋、人参、ばれいしょとなります。
農作業従事日数については、申請者は300日で他に2名が満たしています。
また、〇〇〇〇は、三芳町で30, 568m²の農地を現在経営されております。
事務局からは以上です。

会長

地元委員より補足説明をお願いします。

8 番委員

4月20日に借人に話を伺いました、現在借りている農地と所有している農地に隣
接した農地である為、安心して貸すことができると思います。
また、経営拡大の意向もあるそうです。
ご審議のほどよろしくをお願いします。

会長

議案第 25 号番号2について何か意見ございませんか。
異議なしの声がでましたので、決定とします。

議案第 26 号番号2について何か意見ございませんか。
異議なしの声がでましたので、意見無しとします。

会長 議案第 25 号番号 3 及び議案第 26 号番号 3 について事務局より説明をお願いします。

事務局 23ページをご覧ください。
議案第 25 号番号 3 につきましては、
所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の計 3 筆となります。
所在につきましては、25 ページから 28 ページの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。
面積は上から 1,106 m²のうち 300 m²、1,411 m²、1,289 m²の計 3,000 m²であり、権利が使用貸借権の設定です。
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

続きまして24 ページをご覧ください。
議案第 26 号番号 3 につきましては
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
権利の始期と終期ですが、
令和6年7月1日から令和16年6月30 日までの10年間となります。
なお、新規の利用権設定となります。
次に申請書に基づいて借人についてご説明します。
役員は 2 名で、すべて 150 日以上農業従事者であり、当該法人の総議決権の過半は農業関係者となります。今後、当該法人は農地所有適格法人の要件を充足することが思慮されます。
機械は、関連会社よりリースで借受けており、農業を営む環境にあると判断します。
労働力は申請者含め 2 名となっています。主たる経営作物は蕎麦となります。
農作業従事日数については、申請者は 200 日で他に 1 名が満たしています。
また、〇〇〇〇は、三芳町で 196,818 m²の農地を現在経営されています。
事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

4 番委員 〇〇〇〇はそばを結構作っていて、現在耕作中の畑の管理もしっかりされているため、今回の申請地を借りても大丈夫だと思います。
審査の程よろしく願いいたします。

会長 議案第25号番号3について何か意見ございませんか。
異議なしの声がでましたので、決定とします。

議案第26号番号3について何か意見ございませんか。

異議なしの声がでましたので、意見無しとします。
議案第25号番号4から5及び議案第26号番号4から5について貸人が同一世帯員であり、借人が同一であるため事務局より一括で説明をお願いします。

事務局

23ページをご覧ください。
議案第25号番号4につきましては、
所在が〇〇〇〇の1筆となります。
所在につきましては、29ページから30ページの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振地域となります。
面積は1,470㎡であり、権利が賃借権の設定です。
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

続きまして番号5につきましては、
所在が〇〇〇〇の1筆となります。
所在につきましては、31ページから32ページの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振地域となります。
面積は1,468㎡であり、権利が賃借権の設定です。
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
借人については番号4と同様である為、説明は省略いたします。

続きまして24ページをご覧ください。
議案第26号番号4及び5では
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
権利の始期と終期ですが、
令和6年7月1日から令和12年6月30日までの6年間となります。
なお、新規の利用権設定となります。
次に申請書に基づいて借人についてご説明します。
機械は、トラクター3台、耕耘機4台、噴霧器1台などを所有しており、農業を営む環境にあると判断します。労働力は申請者含め3名となっています。主たる経営作物は、ねぎ、ブロッコリー、キャベツとなります。
農作業従事日数については、申請者は300日となっております。
また、〇〇〇〇は、三芳町で28,547㎡の農地を現在経営されております。
事務局からは以上です。

会長

地元委員より補足説明をお願いします。

4番委員

4月19日に借人に話を伺いまして今回の申請農地はしっかり管理されており、作物を作るには問題ないと思われます。またネギを作付けするため、連作障害が起き

ないよう、今回の申請農地を借り、周年でネギを作付けしていく予定であると伺いました。
ご審議の程よろしく願いいたします。

会長 議案第25号番号4について何か意見ございませんか。
異議なしの声がありましたので、決定とします。

議案第26号番号4について何か意見ございませんか。
異議なしの声がありましたので、意見無しとします。

議案第25号番号5について何か意見ございませんか。
異議なしの声がありましたので、決定とします。

議案第26号番号5について何か意見ございませんか。
異議なしの声がありましたので、意見無しとします。

議案第25号番号6及び議案第26号番号6から7について借人が同一であるため事務局より一括で説明をお願いします。

事務局 33ページをご覧ください。
議案第25号番号6につきましては、
所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の計6筆
となります。
所在につきましては、35ページから40ページの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。
面積は上から1,577㎡のうち1,000㎡、1,006㎡、1,105㎡、871㎡、568㎡、
825㎡の計5,375㎡であり、権利が賃借権の設定です。
貸人が2名で、〇〇〇〇、〇〇〇〇、
〇〇〇〇、〇〇〇〇
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

続きまして34ページをご覧ください。
議案第26号番号6では
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
権利の始期と終期ですが、
令和6年7月1日から令和12年9月30日までの6年3か月間となります。な
お、新規の利用権設定となります。

続いて議案第 26 号番号 7 では

所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の一部の計 6 筆となります。

所在につきましては、41 ページから 44 ページの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地域となります。

面積は上から 525 ㎡、1,089 ㎡、800 ㎡、1,034 ㎡、282 ㎡、976 ㎡のうち 660 ㎡の計 4,390 ㎡であり、権利が賃借権の設定です。

貸人、借人及び、権利の始期と終期につきましては議案第 25 号番号 6、議案第 26 号番号 6 と同一のため説明は省略いたします。

事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

11 番委員 19日に借人に話を伺いました、周年ネギを作付けしており、最近、大型機械や、ネギ専用の機械を導入したという、本人はまだまだ作付けの余力があるということで、今後も農地を探していただきたいと話がありました。
23日に現場を見に行き、〇〇〇〇が返還する農地には蕎麦が作付けされていた痕跡が少し見受けられましたが、一部ソルゴーが蒔かれており、すぐにでも作付けができるような状況であったため問題はないかと思われます。
ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長 議案第 25 号番号 6 について何か意見はございませんか。

1 番委員 申請農地に大型の機械が入ることはできるのか。

11 番委員 東側の住宅街のわきに野道があり、スペースとしては問題なく、大型の機械が入ることは可能です。

会長 他に議案第 25 号番号 6 について何か意見はございませんか。
異議なしの声がでましたので、決定とします。
議案第 26 号番号 6 について何か意見ございませんか。
異議なしの声がでましたので、意見無しとします。
議案第 26 号番号 7 について何か意見ございませんか。
異議なしの声がでましたので、意見無しとします。

議案第 27 号番号 1 について事務局より説明をお願いします。

事務局

45 ページをご覧ください。

議案第 27 号は、農地法第3条の規定による許可申請の件となります。

番号1につきましては、権利が所有権の移転となっております。

所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇の計 2 筆となっております。

所在につきましては、46 ページから 47 ページの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、農振農用地となっております。

面積は上から 1,636 ㎡、1,407 ㎡の計 3,043 ㎡となっております。

譲渡人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇

譲受人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇となっております。

譲渡人の経営面積は 3,043 ㎡、

譲受人の経営面積は 14,457 ㎡となります。

申請事由は有償による所有権移転となっております。

続いて許可要件について説明いたします。

まず、農地をすべて効率的に利用しなければならない、という全部効率利用要件について、

〇〇〇〇は、耕耘機 3 台、トラクター1 台、トラック 2 台を所有しており、農業を営む環境にあると申請書より判断しております。

労働力は、申請者のみと記載されております。

予定されている主たる経営作物は、ねぎ、さつまいも、人参、となっております。

また、農作業の従事要件、年間150日以上に従事要件についてですが、申請書によりますと満たす予定となります。

事務局からは以上です。

会長

地元委員より補足説明をお願いします。

2 番委員

4月23日に〇〇〇〇と現地にて話をしました。申請地は休耕農地で草がすごいですが、許可が出ればすぐにでも畑を耕し、作付けをしたいとのこと。年齢は70代ではありますが隣の畑も持っており、草も生やさずきれいにネギを作付けしていて、申請地とは離れた農地もきちんと管理されているため問題ないかと思われま

す。最初は草がすごいので大変かと思われませんが、早急に畑を作付け可能な状況にし、ネギなどを作付けしていただければと考えております。

ご審議の程よろしく願いいたします。

会長

議案第27号番号1について何か意見はございませんか。

異議なしの声がでましたので、許可とします。

議案第28号番号1について事務局より説明をお願いします。

事務局

48 ページをご覧ください。

議案第28号は農地法第5条の規定による農地転用許可申請になります。

番号1につきましては、権利が所有権の移転となっております。

所在が〇〇〇〇の1筆となっております。

所在につきましては、49ページから50ページの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目はともに畑となっております。

申請地につきましては、農振地域となります。

面積は2,680㎡となっております。

譲渡人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

譲受人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

申請事由が、駐車場用地となっております。

詳しい土地の選定理由ですが、現在駐車場として借りている場所の返還を求められ、新たな駐車場用地を探した結果適地が見つからず、本社敷地の隣地である申請地の所有者に話をしたところ快諾していただけたため、また当該申請地は本社に隣接しており、24時間365日、休日、深夜における車両の入出庫の際の騒音への対応が可能であり、管理もしやすく、社用車41台、社員車両24台の駐車に対応できるため、転用の申請をするに至ったとのことでした。

詳しい土地利用計画図につきましては、51ページから53ページをご覧ください。

続きまして、54ページの許可基準に基づきましてご説明いたします。

こちら立地基準につきましては、農地区分は、第1種農地となります。

第1種農地の転用は原則不許可となっておりますが、許可相当とする理由としまして、不許可の例外規定である、既存の施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る)、という規定がございますので、本件はこれに該当するため許可見込みがあると考えております。

また、一般基準についてご説明いたします。

資力および信用について、や申請後速やかに事業を実施する見込みがあるかどうか、などア～キの基準について、添付の資料から支障がないと考えております。

次に周辺の農地に係る営農条件についてもア～エの基準について、申請書添付資料などで確認しておりまして、支障はないと考えております。

事務局からは以上です。

会長

地元委員より補足説明をお願いします。

2番委員 4月23日に現地を確認したところ、少し草は生えているものの、次の利用目的が駐車場用地ということなので特段問題ないかと思われます。
〇〇〇〇の事業地の近隣については綺麗に管理されているため、今回の申請地を駐車場として利用した場合でも近隣への影響はないかと思われます。
ご審議の程よろしくお願いたします。

会長 議案第28号番号1について何か意見はございませんか。

2番委員 〇〇〇〇は 2・3年前に現在の敷地に事業所を移転してきたと思ひますが、現在の事業所の敷地は農地を転用せずに建てたのでしょうか。

事務局 現在の事業所の敷地に関しましては過去、雑種地や宅地を利用して建築してあります。

5番委員 今回の駐車場の入口は県道からになるのですか、町道からですか。

事務局 どちらからも進入可能な作りになってあります。
メインは県道かと思われますが、町道からも進入可能です。

会長 他に議案第28号番号1について何か意見はございませんか。
異議なしの声がでましたので、許可相当とします。

議案第29号番号1について事務局より説明をお願いします。

事務局 55ページをご覧ください。
議案第29号は、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の件となります。
番号1につきましては、
所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、
〇〇〇〇、の計8筆となっております。
所在につきましては、56ページから61ページの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、農振農用地となっております。
面積は上から804㎡、807㎡、944㎡、122㎡、984㎡、573㎡、2,237㎡、475㎡の合計6,946㎡となっております。
被相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇
相続人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇となっております。

納税猶予区分は、相続税で、相続開始年月日は令和5年8月4日となっております。被相続人は、亡くなる日まで農業を営んでおり、相続人は、引き続き農業経営を行っていくことを確認しており、申請書や台帳、現地確認の結果、要件を満たしていると考えます。事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

13番委員 4月22日に現地の確認および、申請者に話を伺ってきました。
〇〇〇〇は竹間沢で農家をやっている数少ないうちの1軒の方になります。
畑の管理もしっかりしており、一部ほうれん草を作付けしていました。
労働力は本人と奥さんの2名ですが、ほうれん草と小松菜を作付けできればと伺っております。
納税猶予の適格者として問題ないかと思われまます。
ご審議の程よろしく願いたします。

会長 議案第29号番号1について何か意見はございませんか。
異議なしの声がでましたので、適格者とします。

これよりは報告案件となりますが、報告第27号番号1について農業委員の〇〇〇〇が当事者になりますので、一時退席をお願いいたします。

それでは、報告第27号番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局 62 ページをご覧ください。
報告第27号は、農地法第5条の規定による市街化区域内農地における転用届出書受理の件となっております。
番号1につきましては、権利は、賃借権の設定です。

所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の計4筆となっております。
所在につきましては、63ページから67ページの案内図、公図の写し、土地利用計画図、構造図をご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑であり、市街化区域のため農業振興地域には該当しません。

面積は上から1,046㎡、751㎡、744㎡、226㎡の計2,767㎡となっております。

貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

〇〇〇〇、〇〇〇〇の2名

譲受人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇

申請事由は、藤久保小学校代替校庭整備のためとして受理済みです。
報告第27号については以上となります。

会長 報告第27号番号1について事務局より報告が終了しました。〇〇〇〇に席の方にお戻りいただきます。事務局よりお伝えください。続きまして、報告第28号番号1以降の報告について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局 68 ページをご覧ください。
報告第28号は、2アール未満の農業用施設設置に係る届出書受理の件となっております。
これは、耕作を行う者が、その事業のため、農機具置場・倉庫などの農業用施設を設置するにあたり、施設に必要な敷地面積が2アール未満である場合は、届け出を行うことで設置することができます。
また今回の報告案件については、農業委員会にて現地確認をした際に当該農業用施設があり2アール未満の届出提出を指導して提出頂いた次第であります。
報告第28号番号1につきましては、
所在が〇〇〇〇の1筆で、面積は122㎡のうち8.17㎡となっております。
所在等につきましては、69ページから72ページまでの案内図、公図の写し、配置図、平面図・立面図をご覧ください。
届出人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇
申請事由は、農業用コンテナとして受理済みです。

続きまして報告第28号番号2につきましては、
所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の計8筆で、
面積は上から2,579㎡のうち15.4㎡、3,810㎡のうち64.6㎡、3,810㎡のうち31㎡、3,810㎡のうち2.5㎡、3,810㎡のうち7.8㎡、3,810㎡のうち5.6㎡、3,810㎡のうち9.1㎡、3,810㎡のうち9.1㎡の計145.1㎡となっております。
所在等につきましては、73ページから77ページまでの案内図、公図の写し、配置図、施設詳細図をご覧ください。
届出人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇
申請事由は、上から農機具置場、農作業場、農業用通路、農作業場、農機具置場、農機具置場、農業用コンテナ、農業用コンテナとして受理済みです。

続いて報告第29号についてご報告いたします。
78ページをご覧ください。

報告第29号は、農用地利用集積等促進計画の認可の件となっております。

この案件は、令和6年1月の総会にて農地中間管理機構を通しての貸し借りをを行う件で審議を行い、決定をいただきました。その後、農地中間管理機構から借り受ける方が決定し、県から認可の上、公告がなされたことについて、農業委員会あてに通知がありましたのでこの場でご報告するものです。

番号1につきましては、

所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の計3筆となります。

所在につきましては、79ページから81ページまでの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。

面積は上から2,319㎡、1,638㎡、1,402㎡の計5,359㎡であり、権利が賃借権の設定です。

貸人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が、〇〇〇〇、〇〇〇〇

権利の始期と終期ですが、

令和6年4月1日から令和12年3月31日までの6年間となります。

公告日は令和6年3月28日となっております。

続きまして報告第30号についてご報告いたします。

82ページをご覧ください。

報告第30号は、農地法第18条の規定による合意解約通知書受理の件です。

番号1につきましては、

所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の計8筆となっております。

所在につきましては、83ページから86ページの案内図、公図の写しをご覧ください。

登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、農振農用地となっております。

面積は上から525㎡、1,089㎡、800㎡、1,034㎡、282㎡、976㎡、381㎡、794㎡の計5,881㎡となっております。

貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇

借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇となっております。

解約申入日、解約成立日、解約通知日が令和6年3月27日

解約引渡日が令和6年6月30日となっており、

解約事由は合意解約で受理済みです。

続きまして87ページをご覧ください。

番号 2 につきましては、
所在が〇〇〇〇、〇〇〇〇、の計 2 筆となっております。
所在につきましては、88 ページから 89 ページの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、農振農用地となっております。
面積は上から 976 m²のうち 316 m²、381 m²の計 697 m²となっております。
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
〇〇〇〇、〇〇〇〇の 2 名
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇となっております。
解約申入日、解約成立日、解約通知日が令和 6 年 3 月 27 日
解約引渡日が令和 6 年 6 月 30 日となっており、
解約事由は合意解約で受理済みです。

番号 3 につきましては、
所在が〇〇〇〇の 1 筆となっております。
所在につきましては、88 ページから 89 ページの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、農振農用地となっております。
面積は 794 m²となっております。
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇となっております。
解約申入日、解約成立日、解約通知日が令和 6 年 3 月 27 日
解約引渡日が令和 6 年 6 月 30 日となっており、
解約事由は合意解約で受理済みです。

続きまして報告第 31 号についてご報告いたします。
90 ページをご覧ください。
報告第 31 号は、道路拡幅事業に伴う令和 5 年度農地の買収についてです。
番号1から番号 6 につきましては、三芳町が都市計画道路用地として買収を行った
ものです。
所在につきましては、案内図と地積測量図を 91 ページから 97 ページに添付して
おりますのでご覧ください。
番号1につきましては、
買収地が〇〇〇〇、登記簿上の総面積が 962 m²で、そのうち買収面積が 88.39
m²、〇〇〇〇、〇〇〇〇より買収しております。

番号2につきましては、

1筆目の買収地が〇〇〇〇登記簿上の総面積が 3,918 m²で、そのうち買収面積が 71.67 m²、

2筆目の買収地が〇〇〇〇登記簿上の総面積が 40 m²で、そのうち買収面積が 40.43 m²、2筆とも〇〇〇〇、〇〇〇〇より買収しております。

番号3につきましては、

買収地が〇〇〇〇、登記簿上の総面積が 641 m²で、そのうち買収面積が 241.53 m²、〇〇〇〇、〇〇〇〇より買収しております。

番号4につきましては、

1筆目の買収地が〇〇〇〇、登記簿上の総面積が 3,288 m²で、そのうち買収面積が 264.79 m²

2筆目の買収地が〇〇〇〇、登記簿上の総面積が 2,230 m²で、そのうち買収面積が 128.15 m²

3筆目の買収地が〇〇〇〇、登記簿上の総面積が 3,159 m²で、そのうち買収面積が 260.91 m²、3筆とも〇〇〇〇、〇〇〇〇より買収しております。

番号5につきましては、

1筆目の買収地が〇〇〇〇、登記簿上の総面積が 3,187 m²で、そのうち買収面積が 124.4 m²

2筆目の買収地が〇〇〇〇、登記簿上の総面積が 1,612 m²で、そのうち買収面積が 68.58 m²、2筆とも〇〇〇〇、〇〇〇〇より買収しております。

番号6につきましては、

買収地が〇〇〇〇、登記簿上の総面積が 2,798 m²で、そのうち買収面積が 56.52 m²、〇〇〇〇、〇〇〇〇より買収しております。

事務局からは以上です。

会長

以上で、本日の提出議案はすべて終了しました。

最後に、事務局に申し伝えます。本日すべての議事が議決となりました。

議案の議決文を作成し、本日の議案書とともに保管してください。

上記会議の顛末に相違がないことを証明するため、署名する。

令和 6 年 6 月 18 日

議長 長谷川 清行

署名委員 島田 裕康
署名委員 塩野 智恵